

特)歯科医学教育国際支援機構・ニュースレター 2019年7月号

金属改修事業に対する税金対策について。

最近、患者様が廃棄した金属を回収し、それを OISDE に寄付する活動に対して、税務署からそれを指摘される事例が増えてまいりました。税務署の指摘の多くは「本来、金属回収によって換金されたものは収入とみなし、節税のために寄付しているのではないか」というものです。ある金属回収協力医院でも税務調査が入り、そう指摘されたそうです。そこで、この歯科医院では次の点を税務署に説明し、追徴されずに済みました。ポイントは、廃棄金属を患者様から預かり、回収業者を介し「歯科医学教育国際支援機構」に寄付した、という点です。つまり、金属はあくまで医院で患者様から一時的に預かっただけで、回収・換金は一切していないというロジックです。税務署の言い分は、医院が金属を回収し換金する事が医院の収入になる、という点のみで、そのプロセスに医院が関与せず、一時的にお預かりした金属を渡したとなれば、税務署は何も言えない訳です。

税務署対策 1.

まず、医院内に患者様が廃棄した金属をお預かりしている証左となる案内を院内に掲げて下さい。「国際医療貢献・協力医院認定状」を同封しました。税務署からの指摘の一つに院内で金属を預かった事を証明する案内を掲げて欲しい、というのがありました。この認定状を待合室などに掲げて下さい。これは同時に医院のステータスアップにもつながります。

税務署対策 2.

患者様が廃棄した金属を回収する際「金属は国際医療貢献活動に寄付させて頂きますので、一時的にお預かり致します」と声掛けをお願い致します。

ご案内

次回の Ci メディカルと歯科医学教育国際支援機構共催の外来環・歯援診・医療安全のための研修会は 2019 年 9 月 22 日(日)に開催致します。詳細は歯科医学教育国際支援機構のホームページ(oisde.com)でご案内致します。

特)歯科医学教育国際支援機構

東京都中野区沼袋 1-44-2 TEL/FAX 03-3386-6605 ホームページ oisde.com
mail oisdetokyo@gmail.com